

ティービーアイクラウドサービス利用規約（以下、「本規約」という。）はセコムが提供するクラウド型画像保存システムであるティービーアイクラウドサービス（以下「本サービス」という。）の提供条件およびセコムとお客様との間の権利関係を定めたものです。

第1条（本サービスの内容）

- 本サービスにおいて、セコムは、お客様がセコムより購入（お客様がセコム以外の当該第三者より購入するその他の方法により使用権限を有している場合を含みます）したカメラ（以下「監視カメラ」といいます）で撮影した映像及び画像（以下「映像データ」といいます）を、お客様とセコムが予め取り決めた録画プランに応じた期間中（かつ本契約期間中）、ネットワーク経由でお客様に提供します。
2. セコムからお客様への映像データは、セコム指定の条件下で、監視カメラからお客様が用意した通信回線を利用して送信された映像データを、お客様が用意したパーソナルコンピューターや情報端末機器などのクライアント、クライアント上で利用可能なソフトウェア（情報端末機器用ソフトウェアを含む。以下同様とする。）、インターネット接続環境などを利用してお客様がアクセスし必要な操作を行うことで提供するものとします。なお、お客様は本サービスの利用において情報端末機器用ソフトウェアを、第三者が提供するアプリケーション配信サービスを通じて取得することができます。セコムは、配信サービスの性能、内容、継続性について何ら保証するものではなく、配信サービスの全部または一部について、不具合その他の理由による中止、停止によって、お客様が情報端末用機器用ソフトウェアを入手できなくなった場合であっても、セコムはその責任を負いません。
 3. お客様はセコムに対し本契約の契約期間であっても、本契約に基づき個別に本サービスの対象となる監視カメラ数の追加又は削除を求めることができます。監視カメラ数の追加、削除を求める場合、お客様はセコムに対し、追加又は削除を行う5営業日前までに、「ご利用料金お見積り兼確認書」をセコム所定の方法で申し込むものとします。
 4. セコムは、本サービスの全部または一部をセコムの指定する第三者に委託することができます。
 5. お客様は、本サービスを日本国内に限って使用することができるものとします。

第2条 使用許諾内容及び使用条件等

セコムはお客様に対し、本契約記載の条件に従い、本サービス提供のために必要なソフトウェアをクライアントにインストールし、当該クライアント上で使用する権利を非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利としてお客様に対して許諾します。

第3条（サービス開始日・契約期間）

本契約のサービス開始日は、映像データをネットワーク経由で提供できることをセコムが確認した日とし、契約期間はお客様とセコムが別途締結する書面（電磁的記録による場合も含まれます。以下「契約書面」といいます）に定めるとおりとします。

第4条（契約料金・支払条件）

契約料金および支払条件は、契約書面に定めるとおりとします。ただし、お客様及びセコムは、本契約に定める契約料金は、本契約締結時点における本サービスの機能及びサービスレベルを前提とするものであることを相互に確認するとともに、本サービスに大幅な追加機能開発等が実施された場合その他事由により本サービスの利用料を変更する場合には、セコムは第18条第1項に基づきお客様の承諾を得ずに変更ができるものとします。

第5条（通知）

本契約に基づきセコムがお客様に対して行う通知その他の連絡は、書面等の適切かつ合理的な方式（通知内容の重要性等により、電子メールまたはセコムのホームページへの掲示等）でこれを行います。

2. 前項の通知その他の連絡は、お客様がセコムに届け出た連絡先情報に従って行います。お客様の届け出た連絡先が事実とは異なるために通知その他の連絡がお客様に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時にお客様に到達したものとみなします。
3. 通知その他の連絡を電子メールにより行った場合は、セコムがお客様の届け出た連絡先のアドレスに電子メールを発信した時点、ホームページへの掲載により行った場合は、お客様がホームページを閲覧することが可能となった時点で、当該通知その他の連絡が到達したものとみなします。

第6条（ログイン ID およびパスワードの管理）

セコムは、お客様に対し、本サービスの利用に必要な固有のログイン ID、パスワード等のアカウント情報（以下「アカウント情報」といいます）を付与し、お客様は、自己の責任においてアカウント情報を管理および保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2. アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はお客様が負うものとし、セコムは一切の責任を負わないものとします。セコムは、アカウント情報に基づく本サービスのご利用を、お客様ご自身による利用とみなします。
3. お客様は、アカウント情報が盗まれたり、第三者が不正に使用していることが判明した場合には、直ちにその旨をセコムに通知するとともに、セコムからの指示に従うものとします。

第7条（本サービスの提供）

1. 本サービスの詳細な内容及び機能等は、セコムウェブサイトその他本サービスに関連する記載、セコムとお客様間で別途合意する内容のとおりとします。
2. セコムは、本サービスのドメイン、内容および機能等をセコムの判断に基づき、事前の予告なしに随時追加、変更または削除等をする場合があります。
3. セコムは、お客様に対し、本サービスを日本国外において、提供する義務を負わないものとし、お客様は日本国外において本サービスを使用または利用してはなりません。

第8条（委託）

セコムは、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を、お客様の承諾なしに、第三者に委託することができます。この場合、セコムは責任をもって当該委託先である第三者を管理及び監督します。

第9条（お客様の義務）

1. お客様が本サービスのご利用先の建物または土地について、所有権、占有権、その他法令で定める使用权を有していない場合は、お客様は、ご利用先の建物または土地の所有者または管理権限を有している者に対して、ご利用先建物または土地において本サービスを利用することについてお客様の責任において予め承諾を得るものとします。
2. お客様は、監視カメラの被写体に対して個人情報の保護に関する法律および関連法規、各種ガイドラインおよびQ & A、また、「カメラ画像利活用ガイドブック」等も参照しつつ個人情報を取り扱うものとします。また、使用目的や使用方法によっては、被写体のプライバシー等の権利を侵害する場合がありますので、法令遵守のみならず、プライバシーの保護等を意識したうえでお客様の責任で十分な配慮を行うものとします。

第 10 条（禁止行為）

お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

- ①他人の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含みます）
 - ②監視カメラを利用して、他人の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容の動画、静止画その他の映像データを撮影する行為
 - ③他人の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容の映像データを本サービスに送信する行為
 - ④犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為
 - ⑤猥褻な情報または青少年に有害な情報を送信する行為
 - ⑥異性交際に関する情報を送信する行為
 - ⑦法令またはセコムもしくはお客様が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - ⑧コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - ⑨本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - ⑩セコムが定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
 - ⑪個人が複数のユーザーIDを保有する行為および1つのユーザーIDを複数人で共同して保有する行為
 - ⑫セコムまたは第三者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます）
 - ⑬本サービスのサーバー等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
 - ⑭本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます）により本サービスを利用する第三者の情報を取得する行為
 - ⑮長時間の架電や同様の問い合わせを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、セコムの業務に著しく支障を生じさせる行為
 - ⑯セコムによる本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - ⑰リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルする行為
 - ⑱ソフトウェアの全部または一部を他のソフトウェアに組み込み、又は他のソフトウェアの全部または一部をライセンス製品及び本サービスにかかるソフトウェアの一部に組み込む行為
 - ⑲お客様の顧客サービス（有償、無償を問わず営利目的又は付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環としてライセンス製品又は本サービスを使用する行為
 - ⑳その他、セコムが不適切と合理的に判断する行為
2. セコムは、本サービスにおけるお客様による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断した場合には、お客様に事前に通知することなく、当該情報の全部または一部を削除することができるものとします。セコムは、本項に基づきセコムが行った措置によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
3. お客様の改造に起因して本サービスに何らかの障害が生じた場合、セコムは当該損害に関し一切の責任を負わないものとし、お客様はセコムに対し、間接的損害及び逸失利益を含む全損害を賠償するものとします。

第 11 条（本サービスの停止等）

セコムは、以下の各号のいずれかに該当する場合で緊急やむを得ない場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとします。

- ①本サービス用設備等の点検または保守作業を緊急に行う場合
- ②本サービス用設備、通信回線等が事故により停止した場合

- ③火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - ④セコム以外の第三者が提供するサービスに、トラブル、サービス提供の中断または停止、本サービスとの連携の停止、仕様変更等が生じた場合
 - ⑤その他、セコムが停止または中断を必要と判断した場合
2. セコムは、前項のほか、お客様に事前に通知のうえ、本サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとします。
 3. セコムは、セコムの都合により、お客様に対して3か月前までに通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。
 4. セコムは、本条に基づきセコムが行った措置によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第12条（機器、電気通信回線）

1. 本サービスを利用するにあたり必要な機器、通信回線その他の通信環境等の準備および維持は、お客様の費用と責任において行うものとします。
2. お客様は自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

第13条（権利帰属）

本サービスに関する所有権および知的財産権はすべてセコムまたはセコムにライセンスを許諾している者（以下「サービス提供元」といいます）に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用は、本サービスに関するセコムまたはサービス提供元の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。お客様は、いかなる理由によってもセコムまたはサービス提供元の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限定されません）をしないものとします。

第14条（映像データ）

映像データの知的財産権及び管理権は、お客様またはお客様に権利を許諾した者に帰属するものとします。ただし、セコムは、お客様が本規約に定められた義務が遵守されているかを確認するため、セコム又はセコムから委託を受けた第三者により、お客様の使用状況等に関して監査を行うことができ、お客様はこれに協力するものとします。また、セコムは、お客様が本サービスを利用することによってセコムに伝送する映像データを、使用状況の確認等本サービスの運営に必要な範囲で利用又は閲覧することができるものとします。

2. お客様は、セコムに対し、映像データについて、お客様がセコムに対して前項ただし書きに基づく利用許諾をするために必要な知的財産権その他の権原および権利を有することを表明し、かつ保証するものとします。
3. セコムは、お客様の事前の同意を得ずに、お客様が本サービスを通じて送信した映像データを第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、セコムは、お客様の事前の同意を得ずに、映像データを第三者に提供することができるものとします。
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき
 - ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき

- ④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ⑤合併その他の事由による事業の承継ともなって映像データが提供される場合
4. お客様は、セコムが本サービスの内容として保存する場合を除き、セコムにお客様が本サービスを通じて送信した映像データを保存する義務がないことを認識し、了承するものとし、必要な場合にはお客様の責任および費用において映像データのバックアップをとるものとします。
 5. セコムは、理由のいかんを問わず、本契約終了後、本サービス用システムに保存されている映像データを復元できない形で削除できるものとします。

第 15 条（機密保持・個人情報の保護）

- セコムは、本契約の締結および実施にあたり知り得たお客様の機密情報・個人情報を、本サービスを提供するため第三者に再委託等する場合、セコムの合併その他の事由による事業の承継ともなって機密情報・個人情報が提供される場合その他法令に定める場合を除き、お客様の書面による事前承諾を得ることなく、第三者（サービス提供元を除きます）に開示または提供しないものとします。
2. セコムは、お客様の機密情報・個人情報を、本サービスを提供する目的にのみ利用し、お客様の書面による承諾なく、その他の目的に利用しないものとします。
 3. セコムは、本サービスを提供するため、必要最小限で複写または複製する場合を除き、お客様の書面による承諾なく、お客様の機密情報・個人情報を複写または複製しないものとします。
 4. セコムは、お客様の機密情報・個人情報が盗用もしくは漏洩された事実またはその可能性があることを知った場合、直ちにお客様に連絡し、対応を協議するものとします。

第 16 条（契約解除）

セコムは、お客様が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、本サービスの利用の全部または一部を一時的に停止し、または本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- ①本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ②セコムに提供した情報に虚偽の事実があることが判明した場合
- ③他人に損害を生じさせるおそれのある目的または方法で本サービスを利用した、または利用しようとした場合
- ④手段のいかんを問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- ⑤支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- ⑥自ら振出し、もしくは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
- ⑦差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
- ⑧租税公課の滞納処分を受けた場合
- ⑨後見開始または保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
- ⑩ 3 か月以上本サービスの利用がなく、セコムからの連絡に対して応答がない場合
- ⑪お客様側（お客様以外が契約料金等を支払う場合のその支払者を含みます）が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行ったとき

⑫債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、お客様は、セコムに対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちにセコムに対してすべての債務の支払を行わなければならないものとします。
3. セコムは、本条に基づきセコムが行った行為によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
4. 本条に基づき本契約が解除された場合、お客様は、セコムの指示に基づき、セコムから提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

第 17 条（お客様による解約）

お客様は、解約希望日の 2 か月前までにセコムが定める方法でセコムに通知することにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとします。

2. お客様は、セコムが債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、事前に通知または催告することなく、本契約の全部または一部を解除することができるものとします

第 18 条（保証の否認および免責）

セコムは、本サービスに関して本サービスがお客様の特定の目的に適合することその他一切の保証を行いません。お客様は、お客様自身の自己責任において本サービスを利用するものとし、本サービスを利用してなされた一切の行為およびその結果について、その責任を負うものとします。

2. お客様は、本サービスの内容としてセコムが映像データを保存または配信する場合であっても、常時映像データを保存または配信することができることを保証するものではなく、監視カメラその他の本サービスの利用に供する装置、ソフトウェアまたは通信網の瑕疵、障害、動作不良もしくは不具合その他の事由により、映像データを保存または配信できない場合があることを認識し、了承するものとします。また、セコムは、映像データを保存または配信できなかったことによりお客様に損害が生じた場合であっても、その損害がセコムの故意または重過失より生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラムの選択、導入、使用及び使用結果については、お客様が責任を負うものとし、これらに起因してお客様又はその他の第三者に生じた損害に関してセコムは、その損害がセコムの故意または重過失より生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
4. お客様は、お客様が本サービスを使用し収集した情報が個人のプライバシー権等に関わる重要な情報となり得ることを認識のうえ当該情報を、お客様の責任のもと管理、利用するものとします。なお、当該情報について紛失、誤用及び流出等の事故が起こった場合並びに不適切な利用による紛争が起こった場合においても、セコムは、その損害がセコムの故意または重過失より生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
5. お客様は、本サービスを利用することが、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、セコムは、お客様による本サービスの利用がお客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
6. 本サービスの利用に関連してお客様と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、お客様の責任において処理および解決するものとし、セコムはかかる事項について一切の責任を負わないものとします。
7. セコムは、セコムによる本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、お客様のメッセージまたは情報の削除または消失、契約解除、解約、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関連してお客様が被った損害につき、その損害がセコムの故意または重過失により生じた場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。
8. 本契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の「消費者契約」に該当する場合、本規約のうち、本条で定めるセコムの責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。本契約が「消費者契約」に

該当し、かつ、セコムがお客様に対し債務不履行または不法行為に基づき損害賠償責任を負う場合、セコムはお客様に対し、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、損害の事由が生じた時点から遡って過去 3 か月間の期間にお客様から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限として賠償責任を負うものとします。

9. 前項第二文に基づく損害の制限は、セコムに故意または重過失があったときは適用されません。

第 19 条（お客様の賠償等の責任）

お客様は、本規約に違反することにより、または本サービスの利用に関連してセコムに損害を与えた場合、セコムに対しその損害を賠償しなければならないものとします。

2. お客様が、本サービスに関連して第三者からクレームを受け、または当該第三者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容をセコムに通知するとともに、お客様の費用と責任において当該クレームまたは紛争を処理し、セコムからの要請に基づき、その経過および結果をセコムに報告するものとします。
3. お客様による本サービスの利用に関連して、セコムが第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、お客様は当該請求に基づきセコムが当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければならないものとします。

第 20 条（本契約の譲渡等）

お客様およびセコムは、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとします。

2. セコムが本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡にともない本契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに本契約の締結および実施にあたり知り得たお客様の機密情報・個人情報その他情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとします。

第 21 条（存続規定）

第 4 条（未払がある場合に限り）、第 6 条 2 項、第 10 条第 2 項及び 3 項、第 11 条第 4 項、第 13 条から第 15 条、第 16 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項、第 18 条から 21 条、22 条第 2 項、第 23 条の規定は本契約終了後も有効に存続するものとします。

第 22 条（一般条項）

本契約は、本サービスの使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様とセコムとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、セコムは、民法 548 条の 4 第 1 項第 2 号に基づき、お客様へ事前の個別通知を行うことなく、インターネット上で周知することによって、本契約の内容及びその他の告知内容を、周知した効力発生時期から変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容及びその他の告知内容は変更された範囲において無効となり、最新の本契約の内容及び告知内容が適用されるものとします。

2. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（協議解決）

お客様およびセコムは、本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議のうえ、すみやかに解決を図るものとします。